

タイトル	会則
著者	
引用	季刊北海学園大学経済論集, 62(4)
発行日	2015-03-31

北海学園大学経済学会会則

- 第1条 本会は北海学園大学経済学会と称し、事務所を北海学園大学経済学部内に置く。
- 第2条 本会は広く経済学の研究、経済調査の実施及びその発表を目的とし、下記の事業を行う。
- (1) 会誌「経済論集」の発行
 - (2) 研究会並びに講演会の開催
 - (3) 経済調査の実施
 - (4) 図書の刊行
 - (5) その他
- 第3条 本会は正会員（本大学経済学部専任教授、准教授、講師、助教）をもって組織する。
- 第4条 本会は、申込みにより賛助会員（本学関係者・本学経済学部卒業生及び経済学研究科修了者）、学生会員（経済学部学生及び経済学研究科院生）を置くことができる。
- 第5条 会員は下記の特典を受けることができる。
- (1) 「経済論集」の頒布を受けるはかに、その他の出版物については特価をもって頒布を受けること。
 - (2) 本会の行事、事業に参加すること。
- 第6条 本会の機関としては、総会、委員会を置く。
- 第7条 総会は正会員により構成され、本会の意志を決定する最高の決議機関であって、次の事項を決議又は承認する。
1. 予算及び決算に関すること。
 2. 役員の改選に関すること。
 3. 会則の改廃に関すること。
 4. その他の重要なこと。
- 第8条 委員会は、会員、委員により構成され、総会の決定事項の執行機関である。会長は随時これを招集することができる。
- 第9条 本会に下記の役員を置く。
- (1) 会長 1名 本学経済学部長がこれにあたる。
 - (2) 委員 若干名 正会員中より互選する。
 - (3) 監事 1名 正会員中より互選する。
- 第10条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。委員は会誌「経済論集」その他の出版物の編集刊行にあたるほか、本会の庶務、会計などの日常運営業務を分担する。監事は本会の会計、業務の執行に関する事項を監査し、会の運営の適正を図らなければならない。
- 第11条 本会の役員の任期は2年とする。但し役員に欠員が生じ、補選された者の任期は、前任者の残任期間とする。役員の重任はこれを妨げない。
- 第12条 本会の経費は、会費、大学予算中論集刊行費、寄附金及びその他をもってこれにあてる。
- 第13条 会員は所定の会費を納入するものとする。
- 第14条 本会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとし、年に1度以上の監査を受けなければならない。
- 附 則
- 本会則は、昭和40年4月1日から施行する。
- 附 則
- 本会則は、平成19年4月1日から施行する。